

社会保障と税の一体改革について（意見）

政府は、社会保障と税の一体改革に当たり、以下の観点からの検討を深め、成案を得るよう、地方六団体として意見を提出する。

1 国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき

地方は年金以外の社会保障サービス全般を担い、それぞれの住民のすべてのライフステージを通じて継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供している。全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。

高齢者三経費（基礎年金、高齢者医療、介護保険）とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業も含めた社会保障全体をとらえた議論が必要であること。

2 地方分権による社会保障サービスの総合化及び効果的に行う体制を確立すべき

地方自治体は、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合い、医療・介護・福祉の地域包括ケア、就労・生活一体支援及び保育や子育て支援等、総合的な社会保障の実現に力を注いできた。

こうした住民本位の社会保障サービスを効果的に、また地域の実情に応じて柔軟かつ持続的に提供するため、地方自治体の裁量を拡大し、ワンストップ化をさらに進めるなど制度の改善を図るべきである。その際には、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、出先機関改革などの具体案を盛り込むこと。

3 地方の社会保障財源を安定的に確保すべき

地方の社会保障財源については、平成 21 年度税制改正法附則 104 条 3 項 7 号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されている。

この道筋に従い、地方単独事業も含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図ること。

なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること。

4 分科会の設置による実質的な協議を開始すべき

国と地方の協議の場が法定化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始すること。

平成 23 年 6 月 13 日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長代理	高嶺 善伸
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長職務執行者	中崎 和久

(別 紙)

(社会保障関係費の現状 (H22年度当初、単位：兆円))

区分	国費を伴う事業		その他事業	地方負担計
	国費	地方費		
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2
介護	2.2	2.1	0.2	2.3
小計	16.6	5.0	0.2	5.2
その他年金 (恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0
医療	5.1	1.5	2.9	4.4
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4
合計	27.8	9.5	7.3	16.8
国と地方の負担割合	国 62.3%			地方 37.7%

(国と地方の事業が一体となっている例)

	国の事業	地方の単独事業
保育所	私立認可保育所(国1/2)	公立認可保育所
予防接種	健康被害対策(国1/2)	予防接種自体の実施
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等
母子・乳幼児	母子手帳、乳幼児家庭全戸訪問、 妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)、乳幼児健診、 乳幼児医療費